

行政改革実施計画進捗状況一覧

平成18年度実績・平成19年度予定

- 一覧は、南砺市行政改革実施計画に基づき策定したもので、進捗状況とH17年度の現況に対するH18年度の実績及びH19年度の実績を記載した。
- 参考指標として、数値で表せるものはH17年度比較で記載した。

I 合併当初の体制から再構築する簡素で効率的な行政運営の推進

(1)事務事業の見直し

項目	NO	改革事項	取組内容	進捗状況	H18年度実績	H19年度予定
① 行政が実施すべき施策の選択や重点化	1	計画行政の推進	市として今後実施すべき政策の方向性を示す各種計画の策定を急ぐ。また、年度毎の実施計画の策定と実績・効果・進捗状況を検証し、行政施策の着実な推進を図る。	実施	H17年度末まで9計画が策定済。 ・H18年度総合計画、地域福祉計画など13計画を策定。 ・各種計画との整合による総合計画実施計画の策定。同計画による財政計画の策定。 (19年 62,554百万、20年 57,376百万、21年 56,490百万)	①都市計画マスタープラン②環境基本計画 ③新エネルギービジョン
	2	市内公共交通の整備	現行の市営バス路線を基本として、公共交通の不便地域の解消や交通弱者等の移動手段の確保を図る。また、効率的な運行についての検証を進め、新たな市の公共交通システムを確立する。	実施	・総合公共交通の検討を重ね(委員会3回)、21路線26系統を25路線26系統(うち新規6路線)に再編。コミュニティバス運行の実証実験を開始。 ・各路線の連携と高校生の通学や小学校スクールバスとしての対応(2路線)も図る。料金体系も統一。 ・実証実験を踏まえ運行を見直し。(路線の廃止、便数や時刻の変更)	・必要に応じ南砺市総合公共交通検討委員会を開催。運賃、路線、時刻表等を検討。 ・土曜日運行を休止し、5路線をデマンド方式に変更。福光2路線をスクールバスとして運行。
	3	病院事業の見直し	公設3病院のあり方を見直し、経営的一元化と機能分担を図るなどして、市民への良質な医療提供と高度で効率的な病院運営に取り組む。	実施	各病院機能の機能の見直しを図るため、医療局を設置。 ・職員採用ほか人事、経理事務など共通事務の一元化 ・医療運営会議、経営改革会議等、病院連携に関する会議の定期開催 ・病院事業の内部分析 ・職員・患者アンケート調査の実施と経営戦略の立案 ・医薬品、診療材料の共同購入への準備 ・物品管理システムなど共通委託業務の統一化への準備	・医療連携室の強化(南砺市としての組織化) ・地元医師会との連携強化(中央病院での病診連携) ・訪問看護ステーションの組織化と拠点整備 ・診療所の機能分担と効率運営 ・診療収入の増と経費の削減による病院医業収支の改善 ・福野病院のあり方と休止病棟の活用策の検討
	4	高齢者福祉サービス事業と体制の見直し	介護予防事業を推進するため、地域包括支援センターを設置する。	実施	これまで、基幹型在宅介護支援センターを福祉課長寿係に設置し、委託・繰出金事業で地域型在宅介護支援センター8か所、城端・福野・福光行政センター市民課にて、主に要援護高齢者の相談業務、実態把握事業を行っていたものを、地域包括支援センターを福祉課内に3職種の人員配置で設置。介護予防事業の充実を図り、介護保険給付費の抑制に努めた。 ○介護給付費負担金 H17年度 525,271千円⇒H18年度 511,009千円(▲14,262千円)	・人員の増強を図り、介護予防事業施策を推進して、引き続き介護保険給付費の抑制に努める。
② 必要性や効果等の検証による事務事業や公共施設の整理合理化・統廃合	5	各種交流事業の見直し	各種交流事業実施団体の自主性を促進し、支援制度や実施体制のあり方などについて見直しをする。	実施	・南砺市友好交流協会の設立。 ・中学生の海外派遣・受入れ事業に関し、南砺市中学生国際交流協議会を設立(実施組織を一本化)。 ・小学生の国内外交流事業の連絡調整組織として南砺市小学生国内外交流連絡協議会を設立し、事業の平準化と実施団体の実質的な育成を推進。 ・児童生徒以外の交流事業に関する補助要綱を策定し、補助率、補助対象経費、補助上限額を統一。	・南砺市友好交流協会による事業の実施。 ・平準化、民主体交流の推進と組織の自立・強化
	6	各種イベント事業の見直し	地域毎に開催されている多くのイベント事業の行政支援のあり方について見直しをする。	検討	・イベント事業調査・方針案の検討(検討会議2回)。 ・イベント事業経費の削減。 ○対象42イベント補助金 H17年度126,771千円⇒H18年度118,815千円 ▲7,956千円 (うち休止、廃止が3イベント)	・補助内容を精査して見直しを進め、要綱又は指針(ガイドライン)の策定にむけて引き続き検討する。 ・検討中のなかにあっても、統合整理を進める。
	7	ホームヘルプサービス事業の見直し	ホームヘルプステーションの体制と運営の見直しをする。	検討	市運営のホームヘルプサービス2事業所の将来的運営方式の検討(民間事業へ移行)。民間事業者へのサービス利用の移行を推進し、直接活動事業の規模及び人員を縮小。	直営方式から民間事業所でのサービス提供移行の検討継続。井波ホームヘルプステーション事業の引受け先の開拓に努める。
	8	幼児むし歯予防事業の実施会場の集約化	2歳、2歳6か月、3歳児の虫歯予防事業の実施を集約する。	実施	8保健センター毎に事業計画・会場設定していた事業内容を見直し、整理合理化に努め、歯科衛生士の派遣委託による安定確保を図る。 ○実施回数(会場) ・H17年度 94回⇒H18年度 78回	開催会場の集約を継続して検討。
	9	博物館等の運営の見直しと美術収蔵品や埋蔵文化財の一元管理・有効活用	歴史民俗資料館や美術館のあり方を見直し、文化センターやその他施設に点在している美術品や文化財の一元管理と有効活用を図る。	実施	・埋蔵文化財は、報告書記載の有無や将来的な活用度合いと保管の形態によって区分整理。1箇所空き施設を有効活用し、保管の集約を行う。(出土品移動数量約3,000箱、利賀、福野保管庫の廃止) ・市博物館施設の運営に関する連携効率化事業として、井波歴史民俗資料館学芸員が監修した企画展を城端曳山会館にて移動展示を2回行う。 ・美術館で他施設収蔵品を集め作品展を実施、有効活用を促進(南砺市収蔵作品展)。	・福光文化財センターの収納体制を整備し、一元管理する体制を整える。 ・民俗文化財保管場所の集約及び収蔵品の整理と台帳整備を開始する。 ・井波歴史民俗資料館の管理運営にあたる職員を、臨時職員のみとし、企画展開催にあたる企画学芸事務を文化課において行う。
	10	市民講座等の見直し	市民向けの各種講座や教室などについて、受講生の少ない講座や民間でも開催されているものは必要性の見直しを行い、教材費などの実費は受益者負担を求めらる。	実施	・8地域毎に合併前の町村で実施していた生涯学習講座を見直し、講座を全市民対象として統合。また、各地域内のみ配布されていた案内を統一して全戸配布した。 ・受講生の申し込みが少数の場合は、中止など見直しを行った。 ○市民大学講座 前期21講座252人、後期10講座168人が受講。 ・市民参画型講座(なんと市民学遊塾)を創設し、講座費用は全額受講料で運営した。 ○なんと市民学遊塾 前期12講座110人受講 後期11講座91人が受講。	現行講座を継続し、受講者の拡充に努める。

	11	診療所の医薬品等の共同管理	診療所の医薬品や材料の管理を一元化して共有化を図り、在庫量の削減を図る。	実施	・全診療所において同一の最低見積価格で医薬品を購入する体制とした。 ・医薬品管理体制の見直しにより、過剰な在庫を抑制するなど経費を削減。 ・診療所同士で医薬品の購入や管理情報の共有化により、互いに情報交換し、後発医薬品を使用するなど経費を削減。 ○医薬材料費 H17年度77,828千円⇒H18年度71,954千円 ▲5,874千円	・市立病院との医薬品、医療用消耗品の一括購入管理体制の実施。
	12	スキー場施設の見直し	指定管理後の経営状況によっては、スキー場施設のあり方について、地域への影響や住民の意向も踏まえ、民間譲渡又は廃止も含めて検討し、見直しをする。	調査	・スキー場の運営及び現況調査。 ・全スキー場を指定管理制度に移行。 第三セクター運営 3スキー場 財団運営 1スキー場 民間企業運営 1スキー場	検討継続
	13	温泉、宿泊施設等の見直し	指定管理後の経営状況によっては、温泉・宿泊施設について、地域への影響や住民の意向も踏まえ、民間譲渡又は廃止も含めて検討し、見直しをする。	調査	・五箇山ロッジ宝引荘(上平)、利賀福祉センター「清流荘」の廃止。 ・指定管理移行温泉施設 6施設。(直営が3施設)	現況調査
	14	統合型GISの充実と活用	GISによる情報共有とシステムの充実(工事箇所、避難場所、危険箇所等の表示)、また、道路・下水・上水台帳等を一体的に整備することにより効率化を図る。	検討	・道路台帳、下水道台帳一元化に向けた平面図、管理施設のデジタル化と統合型GISへのデータ提供の準備。 ・GIS検討部会にて、各課に災害危険箇所、観光情報等一般住民の関心の高い情報登録の見直しを依頼。 ・リテラシー向上のため、GIS講習会を計4回実施。	・水道、都市計画関連台帳の一元化整備の実施。 ・各課の担当者に情報登録の徹底を促し、拡充に引き続き努める。 ・航空写真撮影の実施による範囲拡大と修正及び住宅地図の更新。
	15	電算システム業務の再検討	電算システムについて、業務内容の統一化とともに再検討を行い、効率的なシステムの構築と機器等の削減を図る。	実施	・電子自治体推進会議によるシステムの問題検討と優先的改修の実施。 ・会計処理において、公共料金一括支払システムの構築。 ・訪問看護ステーションあおぞらの電算システムを介護福祉支援センターのシステムに統合。	・車両管理システムの導入。
	16	各種行政連携団体等の見直しと整理	各種事業に係る行政連携団体(期成同盟会等)のあり方を見直すとともに、目的を達成したものは順次整理する。	実施	○解散団体 ・国道156号砺波除雪拡幅事業促進協議会 ・金八線総合開発整備促進期成同盟会 ・新規担い手確保推進協議会(担い手育成総合支援協議会に統合) 効果額は、No73「補助金等の整理合理化と交付制度の見直し」で一括計上。	見直し継続
等善③の行政運営の改手・法改	17	事務事業評価の導入	行政評価システムの導入について調査・検討し、事務事業評価を実施する。	調査	導入について調査。 ・研修会への参加 ・行政評価に係る経費の調査 ・総合計画における目標値の設定	・庁内検討会(研究会)の設置。(システム導入の検討) ・職員研修の実施。 ・先進自治体の調査、研究。
	18	政策、施策評価の実施	行政評価の次の段階である政策・施策評価について、実施の検討を進める。	調査	調査検討	検討継続

(2)民間委託等の推進

項目	NO	改革事項	取組み内容	進捗状況	H18年度実績	H19年度予定
が① 図行 れる 政 運 業 務 の 効 率 化 や 住 民 サ ー ビ ス の 向 上	19	民間委託の推進方針の策定	業務の民間委託に関しては、そのコストや効果、妥当性を十分に考慮し、指針または基準などを策定して民間委託を推進する。	調査	調査検討	・学校給食調理業務の民間委託の進め方と併せてガイドラインを検討。
	20	バス運行の民間委託	市営バスやスクールバスの運行について、直営のものは民間委託に移行する。	検討	・直営市営バス、スクールバスの民間委託移行の検討。 ・福光地域にスクールバス1台を導入し、運行を民間委託。	・継続検討 ・直営市営バス運行の民間委託に向けて、職員1欠員に対し、臨時職員で対応。(利賀、平、上平地域を除く小学校のスクールバスの利用基準を下学年2.0km、上学年2.5kmに統一。)
	21	デイサービス事業の一部業務の民間委託	デイサービス事業の給食・食材調達、送迎事業等の民間委託を進める。	実施	・デイサービスの調理業務について、4デイサービスのうち、平デイサービスの直営業務を4月から民間委託。 ○H17年度直営人件費とH18年度民間委託の差額(効果額) ▲3,787千円	・主な個別業務の民間委託は完了。施設全体の運営について民間委託(指定管理者制度)を検討。
	22	CATV行政番組制作の一部業務委託	2チャンネルコミュニティー番組制作の取材部門(主としてカメラワーク)の民間委託を検討する。	検討	現行委託業務の見直しと実施の調整。	企画編成は直接市が担当し、取材業務を全面委託化。撮影等の専門的業務の軽減を図る。
公② の 指 定 管 理 者 制 度 へ の 移 行 を 踏 ま え た	23	管理業務委託を行っている施設の見直しと、市の運用指針に基づき、指定管理者制度へ移行する。	法改正に伴い、現在管理業務を委託している施設については、関連する施設及び業務を一体的に見直し、市の運用指針に基づき、指定管理者制度へ移行する。	実施	・施設の管理業務を自治会や各種団体との協働管理体制に移行したことにより、市の直接事務が軽減された。また、新設施設を開設時より指定管理者制度で運営することで、事務事業の増大を抑制した。 ・移行した既存の直営の公の施設数・・・32 ・移行した既存の委託の公の施設数・・・74 ・開設時から制度を導入した新設施設・・・4 (経常的運営経費以外に、収入額の見込み調整や新規メンテナンス経費(増額)などの特殊要因があるため、対前年度比較の効果額は算定しない。)	・移行する既存の直営の公の施設数・・・16 ・移行する既存の委託の公の施設数・・・0 ・開設時から制度を導入した新設施設・・・1 ・制度導入検討の施設・・・2
	24	職員が配置されている直営施設の見直しと、市の運用指針に基づき、指定管理者制度へ移行する。	市職員が配属されている直営の施設においては、人件費コストや職員数削減の面から、率先して指定管理者制度の導入を進める。	実施	・移行した職員配置(直営)の公の施設数・・・29施設 ・施設管理等から配置転換した正職員数は15人 H17年度上記29施設の直接経費 217,557千円 H18年度上記29施設の指定管理料 163,009千円 差額(効果額) ▲54,548千円	追加移行施設の検討。 (デイサービスセンター施設の検討)

業(③) 務P民 移F間 譲I活 手法の 導入 (と)	25	放課後児童 クラブ運営 の地域への 移行	放課後児童クラブを地域運営に 移行する。	実施	市直営の放課後児童クラブは、6か所(福野2、福光2、 城端1、井波1)があり、県補助事業「とやまっ子さんさん広 場推進事業」の導入により、地域住民による子どもの居場 所作りが2ヶ所開設された。 ○開設した地域運営クラブ 寺子クラブ たんぼぼの家	・引き続き地域住民によるこどもの居場所づくりに 努め、クラブ開設を支援する。 ・市直営放課後児童クラブについて、児童館の 民間委託とともに検討。
	26	生涯学習事 業の民間委 託	生涯学習事業については、企画 段階から市民に関わってもらふ必 要があることから、各々の文化団 体等に事業を委託する。	実施	・市民大学講座パソコン5教室の民間事業者へ委託して実 施した。 ・青少年教室や子どもかがやき教室における事業のス ポーツクラブとの協働を推進した。	・受講希望の多いパソコン教室を増設し、民間 業者に委託する。(24コース) ・社会教育主事は、アドバイザー&コーディネ ーターとしての役割を明確にする。

(3)行政組織・機構等の見直し

項目	NO	改革事項	取組み内容	進捗 状況	H18年度実績	H19年度予定
① 新たな 要請課題 や多様な 住民ニ ーズに 対応 できる 簡素で 効率的 な行政 組織の 構築	27	庁内組織機 構と事務所 管の見直し	事務事業の簡素で効率的な執行 体制を再検討して、庁内の組織機 構や事務分掌内容の見直しをす る。	実施	・市長部局(病院除く)組織の見直し。 ○概要 企画課情報政策室を課制に移行。行政管理室を廃止。 農林業事務組織を見直し(農林振興課・農林土木課⇒農 業振興課・農村整備課・森林政策課)。各行政センター2 課制を4地域はフラット化(課制廃止、次長配置)。 H17年度 5部(室)・18課・5室・52係・1班 ⇒H18年度 5部(室)・20課・3室・53係・1班 ・高校総体事務局を体育課に設置。 ・県派遣社会教育主事・スポーツ主事の配置見直し。 H17年 13人 県負担金42,920千円⇒ H18年 9人 (▲4人) 県負担金39,760千円(▲3,160千円)	・5部(室)・20課・3室・51係・1センター・1班、 行政センター 旧町4地域のフラット化(2課制 廃止)。 ・次長をすべて課長との兼務体制。 ・医療、保健事務組織の見直し。 ・県派遣社会主事の削減。H19年度 6人 (▲3)
	28	医療・福祉 サービス業 務の再編	複雑化している医療・福祉業務を 市民の視点に立って整理合理化 し、市民への効率的サービスを提供 する。	検討	・市民窓口担当(行政センター)との事務会議、研修で事務 事業の連携強化と問題の改善を図る。 ・地域包括支援センター、保健センターの業務と医療・介 護福祉業務の効率的分担と本庁組織を検討。 ・老人保健制度に代わる新しい医療制度(後期高齢者医 療制度)への対応準備として、富山県後期高齢者医療広 域連合に職員派遣。	・健康課組織の見直しと保健センターの本庁 業務化。 ・自立支援法による業務所管の見直し。
	29	横断的プロ ジェクトチ ームの簡便 な設置と活 用	新たな行政課題の対応と複数の 部署が関連する事務事業につい ては、所管課を超えたプロジェクト チームを組織して迅速かつ集中 的に対処する。	実施	H18年度に次の組織を設置し、行政課題に取り組む。 ・総合計画策定委員会 ・事務改善検討委員会 ・企業誘致推進本部 ・建設技術研究会	必要課題に応じて組織を追加。
	30	保健セン ターの拠 点化	8保健センター業務を集約し、3保 健センターに拠点化する。	実施	・8保健センター業務を井波、福光、平の3センターに拠点 化。申請事務については、行政センターとの連携を図る。 ・母子・歯科保健事業における健診会場の集約により、専 門職による保健指導や健診後の指導体制を充実。 ・平・上平・利賀地域の生活圏域における保健センターの 拠点化と在介センター併設により、高齢者における保健・ 介護業務の円滑な運営を実施。	・医療制度改革の健診・保健指導体制に関連 して、専門職の機能を集中配置し、業務の効 率化を図る。 ・福光保健センターに保健センター施設管理を 一元化し、消耗品費・清掃委託費等の維持管 理経費を削減する。 ・福寿園改修に伴う福野保健センターのあり方 について検討する。
	31	行政セン ターの体 制の見 直し	行政センターの事務を見直し、簡 素で効率的な体制にする。	実施	・旧村地域の2課制廃止と窓口業務の簡素・効率化(No2 7と重複)。 ・修繕や軽度の災害への迅速対応のための予算を計上。 ・行政センターとの事務及び業務内容の整理と連携体制 の見直しの検討(調整会議の実施)。	・旧町地域の2課制廃止と窓口業務の簡素・効 率化。(No27と重複) ・担当課所在庁舎におけるセンター窓口業務 の見直し。(専門業務の担当課直接対応) ・教育委員会一部業務のセンター事務委任。 (教育委員会の分室機構の見直し。)
先② 機スク ラップ の統 廃合 ・ア ンド ・ビル ドの 徹底 による 組織 機構 ・出	32	診療所の 見直し	地域の医療圏を再検討し、現在 の4診療所のあり方を見直しす る。	検討	・医師確保の困難による井口診療所の運営の検討。休止 の決定。	・井口診療所の休止。 ・診療所の医療局運営管理の移管し、3診療 所を病院と一体的に運営。(No28重複) ・診療所間の機能分担を図り、基幹診療所とサ テライト診療所に区分。人員配置や診療体制 の見直しによる効率運営により、五箇山地域の 地域包括ケア体制の構築を推進。
	33	保育園の 統廃合	園児の減少に伴い、保育園の適 正規模や地理的条件を考慮して 統廃合を検討し、見直しをする。	検討	南砺市立保育園審議会条例の制定と審議会の設置。 ・審議会2回開催、先進地の実施	審議会継続検討。 ・本格審議及び調査、適正規模と地域箇所数 の基本案及び民営化に係る基本理念の調整 等。 ・進捗状況を見ながら「部会」による具体的な位 置付けの検討に入る予定。
	34	小・中 学校の 適正規 模の見 直し	学校は、地域の実情などから当 面は現状を維持するが、少子化 に伴い適正規模と配置について 検討し、見直しをする。	実施	・統合小学校について、視察研修を実施。 ・平、上平の地域審議会等に耐震改築に伴い学校統合に ついての検討を依頼。地域の関係者、PTAなどにより地域 にて協議中。 ・福光西部小学校において協議会を設置し、統合も含め 学校のあり方について検討を開始。	・地域審議会等で協議・検討を継続。
	35	図書館の 体制の 見直し	8図書館のあり方を見直し、業務 の集約により総合的、効率的な運 営体制を構築して、資料の有効活 用を図る。	実施	・図書館のあり方について館長会議において協議。 ・地域審議会等で各地域における図書館の協議、検討を 行い、市内図書館の統括を行う中央館を設置し、地域館4 館、貸出し及び返却を主とする図書サービスコーナー3箇 所とする体制方針を決定した。	中央館、地域館、サービスコーナーの体制で 4月1日から実施。
事③ 業組一 部の 組織 機構 見直 し 事 務 等	36	砺波急患 センター の休止	類似する小児急患センターが設 置されたことにより、砺波急患 センターを休止する。	実施	・18年度より休止。(砺波総合病院に隣接して小児急患 センターが開設) 負担金 8,354千円の減。 ・在宅当番医の広域事務廃止。(各市において実施)	・小児急患センター(砺波市)に内科を設け、砺 波医療圏急患センターとなる。 ・在宅当番医制の中止
	37	広域連 合の 解散	市町村合併に伴う構成自治体の 減により、設立目的と効率性の面 から南砺広域連合を解散する。	実施	・解散。連合議会、連合事務の廃止。 ・主たる事業の南砺中央病院を市組織に移管。	

(4) 外郭団体・財政援助団体等の見直し

項目	NO	改革事項	取組み内容	進捗状況	H18年度実績	H19年度予定
進① 外郭団体の統廃合の推進と自立の促進	38	第三セクターの見直し	市の出資比率が25%以上の第三セクターに関しては、公的関与の関係から、統廃合・整理等も含めた見直しの総合的な指針を策定するとともに、公的支援に頼らない自立運営を目指し、運営の改善を要請していく。	調査	・各第三セクターの経営状況に関する情報収集。	経営改善が行われず、赤字の累積などにより経営がさらに深刻化する場合は、必要に応じて事業の見直し、廃止、完全民営化などを積極的に進める。経営の改善が極めて困難と判断される場合は法的整理の実施について検討する。
	39	財団法人の見直し	市が出捐している財団法人に関しては、市が指導監督の責任があることから、統廃合・整理等見直しの総合的な指針を策定する。	調査	各財団法人の経営状況に関する情報収集。	公の施設管理などについては、指定管理者制度導入の導入を踏まえ、民間事業者の活用についても検討する。
	40	農業公社の統合	平・上平・利賀の3農業公社の統合を推進し、受託事業等の効率化を図る。	検討	・農業公社事務局長を中心としたメンバー構成による統合に向けた検討会を設置。 ・検討会で出した方向性等を各々の農業公社の理事会、評議員会に周知し意見集約。 ・利賀村農業公社における補助金の削減に向けた自己改革方針の検討。	・検討委員会による、統合方針の決定。 ・公社の統合へ向けた地域住民への説明 ・関係機関との協議。 ・検討会による先進的事例地の視察研修を実施予定。
の② 外郭団体による役職員数の改善の見直しや業務執行	41	役職員数と人件費の見直し	出資・出捐比率50%以上の各外郭団体において、経営状況が改善しない場合は、行政改革の趣旨を踏まえ、経営改善計画や職員数、人件費の定員適正化計画の策定を要請する。	調査	・役員数の把握。 ・役員報酬、職員給与の把握。	職員数や人件費についても、事業内容や事業規模に照らし、妥当であるか評価・判断し、改善が必要とされる場合は、経営改善計画や定員適正化計画の策定を要請する。
	42	運営の改革	中期的収支計画を作成し、自主的事業の拡大などで採算面での改善を図るよう、団体自らの改革を要請していく。	調査	・決算書類の徴収。 ・市からの補助金、委託金等の把握。	独立した事業主体としての意識付けを行うとともに、経営者の職務権限や責任を明確にする。
	43	公的支援の見直し	市の公的支援の点検を行い、適正化に努める。	実施	・市からの補助金、委託金等の支援団体把握。 ・指定管理者制度導入による公的施設運営の明確化 ・農業公社財政支援の見直し。	・市の支援内容を点検。各団体等における経営状態と市の支援の関係についてさらに詳細に把握する。 ・社会福祉法人職員派遣の見直し。
	44	情報の開示	団体の公益的、公共的性格から、情報公開制度の趣旨に基づき、情報の提供に努めるよう要請する。	実施	・情報公開条例及び規則の所要の改正。 ・情報公開を推進する出資法人等の範囲拡大。(市からの補助金等1千万円以上の団体を追加) ・出資法人等を対象としたモデル規程を作成。	・情報公開状況に関する調査 ・出資法人等に情報公開規程の制定依頼 ・団体自らが経営状況について積極的に情報公開するよう促す。
の③ 財政援助団体の統廃合による効率化や自主的運営	45	財政支援の見直し	補助金制度の見直しとともに、財政援助団体への人的、資金的援助について見直しをする。	実施	・補助金交付の見直し及び平準化。(No73「補助金等の整理合理化と交付制度の見直し」で効果額計上) ・監査委員による補助団体監査の実施。 イベント実行委員会5団体	継続実施 ・財政援助団体の全体把握と調査
	46	市と社会福祉協議会との業務見直し	市と社会福祉協議会との役割分担を見直し、委託業務や補助について見直しをする。	検討	・役割分担している内容の検討、見直し(市、社協)。 ・戦没者追悼式を市主催で開催。 ・県内の市、社協との比較検討。 ・社協との調整(地区社協等)。	・社協各支所の取り組みの一元化を目指す。 ・社協の方向性の明確化について継続検討 ・役割分担している内容の検討、見直し(市、社協、地区社協) ・社協との調整(地区社協等) ・市派遣職員の減(▲1)
	47	類似団体の統合推進	合併時に統合せず、各地域に設置している各種協会や協議会等について、統合整理を推進する。	実施	○設立した統合、連携団体 ・南砺市交通安全協会 ・南砺市防犯協会 ・南砺市農産物直売・加工グループ連絡協議会 ・総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 ・ボーイスカウト連絡協議会 ・ガールスカウト連絡協議会	団体の統合、連携組織設立によって、行政及び団体自らの事務事業の合理化が図れることから、引き続き支援、推進に努める。 ・観光関係団体(南砺市観光連盟の設立) ・森林組合 ・商工会
	48	団体の自立・自主性の促進	各種団体等における事務を行政が行っているものは、市の関与のあり方を見直し、団体の自立化を要請するとともに側面的な支援体制に移行する。	検討	調査検討。 ・農業関係団体事務の移行検討。	・体育協会の事務所独立、自立支援。 ・観光連盟の設立、支援。

(5) 行政サービスの向上

項目	NO	改革事項	取組み内容	進捗状況	H18年度実績	H19年度予定
実① 開設時間の拡大など行政窓口の充	49	窓口サービスの拡充	休日や時間外の住民票等交付、窓口混雑の緩和のため自動交付機を導入し、住民サービスの向上を図る。	実施	・証明書自動交付システム機器の導入(4台)。 ○導入概要 福野庁舎…1台設置、2月1日稼動 井波、城端、福光庁舎…各1台設置、3月30日稼動 運用時間…平日 午前8:00～午後8:00 休日 午前9:00～午後5:00 ・閉庁時間の変更 7月1日より 午後5:15⇒5:30	・設置2か年予定を18年度で完了のため追加導入の予定なし。 ・井波行政センターの月曜日の窓口時間延長を廃止。 ・市民利用促進PRと稼働率向上に努める。
	50	健康診査の医療機関個別健診への移行	集団健診を医療機関での個別健診に切り替え、医師不足の対応と受診日選択による利便向上を図る。	実施	・集団健診による協力医師が確保困難な事情や介護保険法改正による「生活機能評価」の判定のため、医療機関での個別健診に移行。 ・医療機関健診によって、医師診察が必須となり、検査内容(介護予防の機能評価等)を充実した。	・医療機関における個別健診の継続及び未受診者への受診勧奨。 ・わかりやすい健診のお知らせと、胸部X線検査を先行することで健診勧奨を行う。 ・健診対象者選定に漏れがないように広報する。(転入や資格変更者に申出て頂く) ・医療費適正化や健康維持のためにも健診の重要性についてPR。

② 市民への情報提供機会の充実とICTの活用によるサービスの拡大	51	ホームページの利便性向上	最新の情報提供に努め、申請書のほとんどはダウンロードできるよう充実を図るとともに、ユニバーサルデザイン化の検討を進め、市民に利用しやすいホームページを作成する。	実施	<ul style="list-style-type: none"> 担当者会議等で、課別の申請書ダウンロード掲載件数の現況を示し、掲載情報の充実を要請。 ライフステージ(出産・子育て・結婚・引越し等)ごとの申請・窓口手続について市民課と協議し、掲載すべき情報の洗い出しを行う。 ○「手続・申請・業務案内」に関するページ数 H17年度 234⇒H18年度 327 ・ウェブアクセシビリティの向上にむけて、市ホームページの課題抽出を行い、改修項目の優先順位を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書ダウンロードの充実を継続。 ・ウェブアクセシビリティの向上において、色弱者対応。(10人に1人と言われる色弱者に対応した文字・背景色の見直し) ・音声読み上げソフトへの対応。(視覚障害者への対応) ・各種検索エンジンにおける上位掲示にむけた改修。
	52	CATV行政放送の活用	CATV網の活用方法の拡大を検討し、行政放送の充実した情報提供に努め、CATVへの加入促進を図る。	実施	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報を効果的に発信するため、平成18年7月から番組放送時間を60分から50分に短縮し、10分間の「文字放送」を開始。一週間同じの番組放送とは異なり、毎日情報を更新できるため、日替わりで行政情報を提供している。 ○CATV加入世帯、加入率 H17年度末 8,477世帯 49.1% H18年度末 8,871世帯 51.3% 	<ul style="list-style-type: none"> 番組制作の一部業務委託(No.22)と併せて、放送時間の最適なあり方や内容の充実を引き続き検討していく。 ・議会定例会の提案理由及び一般質問を放送する。
	53	インターネットを活用した行政手続のオンライン化の推進	本人確認システムの確立による証明書の交付申請、市税の電子申告・納税、水道の諸手続などの電子オンラインシステム化に取り組む。	調査	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県市町村管理組合で電子申請のアウトソーシングについて、検討会を再開。 参考 ○「インターネット請求サービス」の活用実績 H17末 利用債権者13 請求数1,130件 H18末 利用債権者22 請求数1,051件 ○図書予約サービスの実績 H17年度 346件⇒ H18年度 999件 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請を行える手続きについての調査 ・優先順位を付け、システム化について検討。 同時に、厳格な本人認証が必要なものとそうでないものを振り分け、システム構築を行う。
	54	ICカードの普及と多目的利用の推進	住民ICカードの利用普及に努めるとともに、サービス機能の追加による利便性を高める方策を推進する。	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・住基カードポータルサイトの構築。 ・市内8図書館の図書予約と48施設予約について、携帯サイトでの利用開始。 ・住民票等自動交付機の対応機能の付加 ○ICカード交付率 H17年度末 38.8%⇒H18年度末 46.0% 	利便性のあるサービス機能の追加について検討を継続。
	55	GISを活用したサービスの提供	現在インターネット上で提供しているGISを活用した地図情報に防災関係の情報などを提供し、充実を図る。	実施	<ul style="list-style-type: none"> GIS検討部会にて、住民向けに防災関係の情報提供等が必要であることから、避難場所、危険箇所など各担当部署で責任を持って情報登録を指示、充実を図る。 ○これまでの情報提供 避難箇所、危険箇所、バリアフリー施設、公共施設、ごみステーション、埋蔵文化財、道路網図、都市計画用途図 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の取り組み ①観光情報の充実 ②河川情報の充実 ③これまで入力された情報登録データの正確性の確認及び異動更新作業
よ③ 規制緩和や事務移譲に	56	申請書等の押印の省略化	各種申請書や届出書への押印について関係各課協議により省略化を進める。	調査	調査検討	継続検討
	57	許認可等の事務手続の簡素化と窓口の拡大	許認可等に係る手続や規制を見直し、関係書類の簡略化や処理日数の短縮を図る。また、行政センター経由を可能とした利便性向上に努める。	調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査。 ・窓口担当とミーティングを実施。 	継続検討

II 将来を見据えた健全な財政基盤の整備

(1) 財政の健全化

項目	NO	改革事項	取組み内容	進捗状況	H18年度実績	H19年度予定
①歳出経費全般における徹底的な削減と公有財産の整理合理化	58	経常的経費の削減	経常収支比率を91%以下に改善する。 (見直しにより当初計画「88%以下」を「91%以下」に修正した。)	修正	公債費の圧縮を図るため1,031百万円の繰上げ償還を実施した。(翌年度より財政効果発生) ○経常収支比率 H17年度 91.9%⇒H18年度 92.0% *財政構造の弾力性(ゆとり)を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。	18年度の繰上げ償還により、39,037千円の利子償還分が削減される見込み。
	59	公債費負担の抑制	公債費比率を17%以下に軽減する。	実施	新規借入額を償還額以下に抑制した。 ○公債費比率 H17年度 17.9%⇒H18年度 18.3% *公債費比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率である。この比率が10%を超えないことが望ましいとされる。	起債借入れ額の抑制。 (元金償還49.6億円-借入37.6億円=12.0億円の市債残高を減額)
	60	庁内事務改善の取り組みの推進	ごみの減量化やリサイクル、省エネルギーに対する取り組みとともに、庁内事務や管理経費に係る事務改善を推進し、庁費の節減や事務の効率化を図る。	実施	・事務改善検討小委員会の設置 ・庁舎光熱水費の削減への取組実施(地球温暖化防止に向けた職員への取り組み通知、省エネルギー診断と電気・空調モニターの実施。市契約水道口径の見直しを調査、検討。) ○8庁舎電気料(効果単年) H17年度 37,303千円⇒H18年度 34,848千円 ▲2,455千円 ○7庁舎空調燃料費(効果単年) H17年度 11,447千円⇒H18年度 9,353千円 ▲2,094千円 ・新聞スクラップ及び市有財産のデータベース共有化 ・井波庁舎前を駐車場として活用することにより、駐車場借料を削減(効果後年継続) ▲1,080千円	・蓄熱式電気設備保有施設(福光庁舎、福光児童館)の契約内容見直しによる電気料金の抑制。 ・市有施設の水道使用口径見直しによる水道料金の抑制。
	61	委託業務の見直し	委託業務について内容を再点検し、業務内容の集約化、標準化、適正化などにより経費の削減を図る。	実施	・福野庁舎日常清掃業務委託の見直し ▲1,187千円 ・防災無線保守点検業務において保守対象を絞り、修繕指摘箇所を改修 ▲3,538千円 ・高齢者緊急通報体制整備の委託事業において、自己負担を新たに徴収 ▲1,093千円 ・スポーツ振興事業委託において、事業の見直しと全域化 ▲2,000千円 ・福野文化創造センター管理の委託料において、一般的に見直し ▲1,532千円	見直しを継続 ・保育園の清掃委託業務の見直し ・福野体育館の旧町施設予約システム機器保守点検委託の廃止。 ・電気保安業務の一括委託と複数年契約 ・庁舎警備業務の一括委託
	62	印刷配布物の見直し	市の情報は、ホームページやCATVの活用、冊子の適所配置などにより、市民が必要な時に必要な情報を得ることができる環境を整備し、個別印刷物の作成や配布を抑制する。	実施	・各部局と配布物の統合・縮減について協議・検討。 ・地域福祉計画の概要説明など広報紙面活用による配布物の縮減 ・イベント案内の新聞折込配布。 ○全戸配布物の状況(サンプル:福野地域、地区自治会・公民館配布依頼分除く) H17年度153種⇒H18年度 139種(▲14種)	・公演情報誌の集約 福野文化創造センター『ヘリコム』、井波総合文化センター『イベントピックアップ』、じょうはな座『催物案内』を統合。 ・広報紙面活用による配布物の縮減 策定した計画の概要を広報紙・HPに掲載し、個別印刷物縮減を図る。
	63	市有財産の整理	未利用財産の有効活用方法の検討を行い、併せて売却等による財産整理を進める。	実施	・財産貸付料の基準を統一(固定資産税評価額を基準とする)し、契約更新時に合わせ順次切り替え。 ・建物の取壊しも含めた市有財産の整理処分の検討。5件を解体処分する方針。 ・市有の未利用地、未利用建物の情報提供の方法を検討。 ・普通財産の積極的な貸付、売却処分を推進。 ○貸付収入 19,270千円 使用料収入 3,614千円 売却収入 49,949千円(対年度効果) ・公募による普通財産の売払いの試行を1件実施。 ・土地開発基金保有地の整理	H19年度以降も継続実施 ・建物の取壊しも含めた市有財産の整理処分の推進(2件を解体の予定。)
	64	庁有車両の見直し	庁有車両の効率的活用について点検し、車両数の削減とともに、環境に配慮した低燃費車や軽四輪車両に移行して燃料費の削減を図る。	実施	・普通乗用車から軽四輪自動車へ2台移行。 ・バスを小型化し、ワゴン車(15人乗り)3台の導入。 ・私有車の借上やタクシーの利用、車両管理の民間委託の検討。 ・全庁共有の車両管理システムの構築検討。 ・市で所有している車両の所管や運行状況、リース車の実態、更新時期、自動車保険加入状況の実態調査。 ○市有車両(除雪車等特殊車両含む) H17年度末 127台⇒H18年度末 124台	H19年度以降も継続実施
65	コミュニティ施設等の地域団体への譲渡	限られた地域住民や特定団体しか活用されていない施設や財産は、関係団体等に譲渡する。	実施	・普通財産(施設等)の維持管理に係る全ての費用を地区に依頼し、無償貸付を10件行った。 ・普通財産(施設等)の地区譲渡による財産整理を1件行った。 ・地区での利用計画のないものや、地区施設機能を失ったもの取壊し等、整理処分の検討を行った。 ・財政課所管の市施設の直接管理運営から指定管理者へ移行を15件行った。<管理料の支払いあるもの2件、支払いのないもの13件> ・取壊しによる財産整理を行う建物5件、売却を推進する建物2件を決定。	H19年度以降も継続実施	

② 自 主 財 源 の 徹 底 と 受 益 者 負 担 を 伴 う 公 共 料 金 の 見 直 し な ど に よ る	66	市税や公共料金の徴収体制強化	徴収担当課以外の職員も含めた収納対策組織体制で、滞納に対する徴収強化を図る。	実施	・盆前及び年末の集中臨戸徴収には、各行政センターから1名以上の協力を得て徴収に臨む。 ・徴収班を13班から2班増やし15班体制で実施。2班増えたことにより、市外への臨戸を強化。 ・上下水道課と連携して、一部水道料の徴収も実施。 ・健康課との連携により、高額療養費の還付差押を実施。 ・県税事務所と共同臨戸を実施。(年末) ・水道料金未納の給水停止要領の作成と措置実施(11月9日)	・継続 ・税源移譲に伴う徴収率低下の防止と徴収の強化。(迅速な滞納整理を実施)
	67	家屋全棟把握の実施	適正な税の賦課のため、市全域の家屋把握調査を実施する。	実施	・平成16年航空写真図(市の一部)を基に家屋投影図を整備(家屋の納税義務者の特定) ・家屋が不一致となったものをリスト化 ・課税地番図の修正	・家屋不一致リストをもとに現地調査確認 ・航空写真の精度向上(デジタル撮影)と市内全域に拡大 ・家屋評価システムから家屋投影図を地番図に掲載
	68	使用料、手数料の見直し	負担のあり方について検討を行い、減免規定も含め見直しをする。	検討	・施設使用料の減免状況を調査。見直しを検討。	継続して検討
	69	社会資本整備に係る受益者負担の適正化	農道、生活道路などの社会資本整備に伴う受益者負担については、公平・適正な負担を求める。	実施	地区からの要望に伴う1・2級幹線を除く生活道路(その他道路)の整備については、用地代は無償とし寄付を受けて事業を実施。 ○H18年度 その他市道2路線用地 2,254千円相当	・地域ぐるみ除排雪機械整備費で10%相当以上の地元負担を求めていく方向で調整中である。
	追加 H19 ①	印刷物等の活用による収入の確保	市で発行する印刷物等を活用した広告料収入の確保策について検討し、可能なものから実施する。	追加	・広報紙やホームページなどを広告媒体としての活用を検討し、掲載基準を定めた南砺市広告掲載要綱を策定した。 ・H19年度から広報紙広告、ホームページバナー広告掲載の実施に向けて要項を定め、掲載者の募集を開始	・広報紙及び市ホームページに有料で広告掲載を実施。 ・催事案内印刷物及び封筒を媒体とした広告掲載の検討。
減③ 公 共 事 業 の 見 直 し と 公 共 工 事 の コ ス ト 縮 小	70	公共事業の計画見直し	既存の各種公共事業の計画や合併前から引き継いだ事業計画を市全体の視点で見直しをする。	実施	・各種計画の策定に併せて見直しを実施。(NO1と重複)	・市総合計画実施計画によって事業を推進することとなるが、事務事業評価などについては調査検討を行い導入していく。
	71	設計積算システムのネットワーク化	設計積算システムのネットワークを構築し、積算情報の共有による業務の利便性と効率性の向上を図る。	実施	・建設技術研究会を設置し、サーバ方式への変更について検討(5回) ○機器構成 積算専用端末 福光庁舎7台、城端庁舎3台、保有のみ3台 合計13台 ○設計積算システム経費 平成17年度 21,133千円⇒平成18年度 17,293千円(▲3,840千円)	・サーバ方式への移行 ○機器構成 積算サーバ1式(福光庁舎)、専用プリンター4台、端末は流用、同時利用10ライセンス
	72	電子入札の導入	入札の手続きと透明性、公平性、競争性の確保のため電子入札の導入を検討し、実施する。	検討	・先進自治体の研究成果や全国の自治体の動向を参考に、市での導入に向けて検討と県内での取組みや事例を研究。また、公共事業支援統合システム(CALS/EC)とNTTの電子入札システムについて、実際のデモを見ながら説明等を受け調査検討した。 ・南砺市CALS/EC整備基本計画を策定	・導入に向けて調査検討を継続 ・既存システムと連携や導入経費についても調査 ・「南砺市CALS/EC整備基本計画」に基づいて、平成19年4月以降に契約する一部の工事、調査・測量・設計業務において電子納品を実施
直理④ 補 助 金 と 交 付 制 度 等 の 見 直 し	73	補助金等の整理合理化と交付制度の見直し	補助金等の必要性や効果を検証して整理統合を進めるとともに、適正な補助基準を策定し、補助金の公平性、透明性の確保に努める。	実施	・合併前を踏襲してきた地域限定の補助制度や団体間での不均一な補助制度については、合併後3年間で解消し、平成20年度からは南砺市一体となった補助制度となるよう調整した。 ・経常的経費削減の一環として、各所管部署にて補助金・負担金の見直しとともに、縮減に努めた。 ○廃止等に係るもの 48件 ▲3,464千円 ○縮減に係るもの 68件 ▲12,449千円	・単独補助金の調査及び交付制度の検討
⑤ 地 方 公 営 企 業 の 経 営 健 全 化	74	公営企業の改革プランの作成	公営企業の経営の健全化と効率化に取り組むために、以下の事業ごとの中期経営計画または集中改革プランを策定し経営基盤強化に取り組む。	実施	・介護サービス事業、下水道事業、水道事業のプラン策定済。病院事業は検討中。 ○介護サービス事業の取組み ・五箇山在宅介護支援センター事業所を平保健センターに移動。保健師と協力体制の確立を図る。 ・民間にケアプラン移行を図るため、「特養いなみ」のケアマネジャー体制を充実した。 ○下水道事業の取組み ・企業会計全面移行の準備 ・不明水が発生していると思われる市街地区域における調査を実施。 ○水道事業の取組み ・未集金徴収の強化	○介護サービス事業の取組み ・2箇所の在宅介護支援センターを統合して1事業所体制。 ・井波訪問看護ステーションと訪問看護ステーションあおぞらを統合し、南砺市訪問看護ステーションの設置。 ○下水道事業の取組み ・企業会計一元化(4事業、1会計)による業務を開始 ・会計一元化に基づく中期経営計画の検討

(2) 定員管理と人件費の適正化

項目	NO	改革事項	取組み内容	進捗状況	H18年度実績	H19年度予定
職① 組 織 や 業 務 削 減 の 整 理 合 理 化 に 伴 う	75	定員適正化計画に基づく職員定数の適正化	平成17年度職員数を基準とし、病院事業会計を除き10年間で200人以上(23.6%以上)の削減を図る。 *平成17年度当初職員数 848人	実施	・H18年4月1日現在で人員13人減の835人。(計画予定数838人) ○効果額 A 人件費削減額 ▲92,417千円。 (一人当たり人件費基準を年7,109万円として計算) B 委託料・指定管理料の人件費効果重複額 58,335千円 差し引き効果額(A-B) ▲34,082千円	H19年4月1日現在で、適正化計画対象職員は前年比28人減の計807人。(計画予定数 823人)
	76	人員の流動的活用による増員の抑制	特定業務の繁忙期においては、行政事務の所管課を超えての職員間の応援体制を構築する。	実施	・税の確定申告事務 ・除雪対策本部事務 ・インターハイスキー大会 ・災害事務の臨時協力体制組織 ・ごみ分別改正における地区説明会の職員対応	継続実施

② 人件費の削減と給与水準全体の適正化	77	嘱託職員等の業務の見直し	嘱託職員、臨時職員の業務内容を見直す。	実施	新たな嘱託職員の発生を極力抑制した。 ・電話交換手嘱託職員の廃止等10件 ・ALT職員配置の見直し。(福光1.平1.上平1⇒福光2.平.上平1) ・指定管理者制度による嘱託・臨時職員の減(効果額はNo23,24を含む。)	見直しを継続 ・国際交流員の友好交流協会への配置
	78	時間外勤務手当の削減	代休振り替え制度や勤務日の割り振りを適切に行うことや、業務の内容によっては、早出遅出勤務やフレックス制を導入するなど勤務時間の弾力的運用により時間外勤務手当の削減を図る。	実施	・超過勤務の削減に向けた取組を通知し、勤務時間の弾力的運用を実施した。 ・平成18年度時間外勤務の削減目標を△10%として定め職場ごとに設定した。 ・毎週金曜日をノー残業デーとして削減の取組を行った。 ・勤務を要しない日の(振替)代休の取得を促進。 ・時間外勤務の事前命令を徹底。 ○時間外勤務時間と手当額 H17年度 28,059時間⇒ H18年度 18,777時間 ▲ 9,282時間 H17年度 91,992千円⇒ H18年度 73,232千円 ▲18,760千円	H19年度の超過勤務削減目標の設定・通知
	79	管理職手当の抑制	管理職手当の抑制を図る。 *17年度より3年間10%減額措置を実施。	実施	継続実行中 ○管理職手当減額措置削減額 H17年度 ▲6,969千円⇒ H18年度 ▲7,017千円	継続実施(実施最終年度) ・20年度以降の対応の検討

(3)人材育成の推進と多様な人材の確保

項目	NO	改革事項	取組み内容	進捗状況	H18年度実績	H19年度予定
① 基本人材育成の方針に策定	80	人材育成に関する基本方針の策定	職員一人ひとりの能力開発及び意識改革を図るため、南砺市人材育成方針を定める。	検討	素案検討	策定完了の予定。 ・職員の業務等に関する意識調査の実施。
	81	研修計画に基づく職員資質の向上	職員の資質向上を図るため、研修計画を職員のニーズにあったものに常に見直し、計画的に受講させる。	実施	・H18年度分の研修計画を策定。 ・効果が希薄で視察要素の強い短期間研修の参加を見直し、旅費及び研修負担金を抑制した。	・H19年度研修計画の策定
② 実務研修や自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成	82	職員研修の実施	職員一人ひとりの能力開発及び意識改革を図るため、研修計画に基づき実施する。 ①自己啓発研修 ②職場研修(階層・専門研修) ③派遣研修 ④特別派遣研修 ⑤研修担当課等主催研修	実施	・研修の充実に努め、職員資質の向上を図る。 ○研修実績概要 1.特別派遣研修(自治大学校、市町村アカデミー、国際文化研究所、全国建設研修センター)37名 2.階層別研修(監督者、人事評価、接遇)87名 3.基本研修(メンタルヘルス、接遇、)181名 4.自己啓発研修(研修報告会、行政改革)373名 5.能力開発研修(異業種交流、技術、交流、政策課題法制執務、通信教育)113名 6.階層別研修27名 7.研修協議会研修(共済、接遇、技術職員、法制執務)35名 8.その他研修	継続して実施。
	83	職員提案制度の設置	行政改革を推進するにあたり、職員一人ひとりが自らの課題として取り組む必要があることから、改革提案を募るなど広く意見を求める。	検討	提案制度素案を検討	実施に向けて制度を創設予定。
③ 職員相互間の連携強化や人事交流の実施	84	連絡・調整体制の強化	分庁舎方式を採用し、地域行政センターを設置していることから、職員間の連携や情報交換体制を強化する。	実施	行政センターとの事務及び業務内容の整理と連携体制の見直し(調整会議の実施) No31重複 ・所管課との事務連絡会議及び業務研修の確認 ・事務マニュアルの見直し及び整備の推進 ・地域、自治体からの要望等必要情報の共有化と対応の連携強化	・体制の確立に引き続き努める。
	85	職員の地域活動やボランティア活動への参画	ボランティア団体などの市民活動組織に職員も積極的に参加することに努める。	検討	・イベント関連への職員ボランティアの募集と参画を促す。	・現況と意識調査の実施 ・参画への啓発に努める。
	86	民間機関や他団体派遣による人事交流の推進	行政事務に関連した民間企業や他自治体への派遣などで職員人事交流を進める。	実施	○派遣実績 ・財団法人北陸経済研究所 1人 ・長岡市(災害派遣) 1人 ・富山県文化振興財団 1人 ・富山県職員研修派遣 3人	・富山県文化振興財団 1人 ・富山県職員研修派遣 3人 ・(財)とやま国際センター 1人
④ 多様な人材配置	87	人事評価制度の導入	職員の能力や実績を重視した人事評価システムを導入し、新たな人事制度を構築する。	検討	第2回目の試行実施(より明確な評価とするため数値化した評価シートに改めた。対象者について従前一般行政職のみであったものを保育士や技能労務職にまで拡大して実施。)	・公平・公正な評価となるよう研修を重ね、試行を継続する。
	88	人員配置の適正化	社会情勢の変化にすみやかに対処し、適切な住民サービスを提供するため、絶えず組織の改編や職員数の配置の見直しをする。	実施	・企画課を市長政策室に移管し、政策機能を強化。 ・情報政策室を課とし、権限強化。 ・部次長を課長兼務制に移行し、単次長を減。 ・行政センター配置職員数の見直し。 ・高校総体スキー大会にむけて人員を補強。 ・森林事業と治山対策のため人員を補強。(NO27一部重複)	・部次長をすべて課長兼務制とし、管理職を減。 ・行政センター配置職員数の見直し。 ・高校総体スキー大会終了による事務局解散。 ・水道事業と下水道事業の人員配置数の見直し。
	89	多様な人材の確保	専門的な事務事業に即対応していくには、その分野に精通した人材や意欲のある人材を充てること効率的であることから、民間からの職務経験者の採用や一定期間を定めた雇用について検討し、実施する。	実施	平成19年度採用職員の募集に関して、上級職の採用がこれまで一般行政職のみであったものを、専門知識を有する土木部門の採用を加えた。	・土木部門専門職員採用の継続。 ・行政職採用試験に集団討論を実施し、人物・適性を重視する。

Ⅲ 市民と共に取り組む市政の推進

(1) 公正の確保と透明性の向上

項目	NO	改革事項	取組み内容	進捗状況	H18年度実績	H19年度予定
① 情報公開の推進と説明責任の明確化	90	情報公開コーナーの充実	行政情報の庁舎一般公開コーナーの充実と情報開示の拡大を図る。	実施	・各情報公開コーナーの設置状況の確認及び整備計画の検討。 ・情報公表制度及び情報提供施策の検討。 ・市各種計画書の配置の推進。 ○情報公開コーナーの設置行政情報 17年度末 52件 (うち南砺市行政情報 17件) 18年度末 70件 (うち南砺市行政情報 37件)	・コーナーの環境改善(整備)、市民への周知 ・情報公表制度及び情報提供施策に基づく情報の収集及び公開
	91	公表事項の明確化	行政が公表すべき事項をまとめた一覧を作成するとともに、その内容の拡大に努める。	実施	・公表事項について区分。 ・各種計画書については、公開コーナーに配備。HPの掲示を推進。行革推進本部(庁議)にて公表及び市民への情報提供に努めるよう指示。 ○市行政事情情報(政策・施策方針、財政、組織状況等)。市政情報 H17年 10項目 ⇒H18年 18項目 各種計画 3項目 ⇒ 17項目	H19以降、公表を始めたものは継続し、公表情報を追加、充実していく。 ・財政比較分析表の公表 ・市長交際費の公表の検討
	92	行政情報の提供	広報媒体にて(広報誌・HP・CATV)行政施策を市民に分かりやすく解説し、併せて財務・職員給与状況等の情報開示の充実を図る。	実施	①広報紙 ・予決算をはじめ、CATV加入促進、行政改革大綱、市政懇談会等の行政施策について、特集記事を掲載。 ②ホームページ ・各課ホームページ担当者に積極的な情報の掲載を依頼。(コミュニティバス実証実験、統計情報、総合計画審議会、パブリックコメント等) ○市ホームページ訪問者(月平均) H17年度 27,432人⇒ H18年度 41,900人 ③CATV広報番組 ・平成18年度に策定した市の計画等について特集を6本放送。(行政改革大綱、防災計画、下水道事業、ゴミ分別収集、H17決算、H19予算案)	引き続き充実していく。
	93	第三セクター等の情報公開	市の出資等の比率が25%以上の第三セクター、財団法人に関しては、その公的関与の関連から、市が財務状況等の情報開示を進める。	実施	・市の出資比率が50%以上の団体については議会で経営状況を報告。 ・市の出資比率25%以上の団体について、市の財政状況の公開とあわせて、HPで経営状況を公開。	引き続き内容の充実に努める。
	94	個人情報の適正管理	個人情報保護の観点から、行政における個人情報の管理を徹底する。	実施	・電算システムの情報アクセス権限の徹底。 ・窓付き封筒の使用による誤送付の防止。 ・情報公開・個人情報保護制度研修会の開催。(対象:全職員) ・開示請求を想定したシミュレーションの実施。 ・文書管理推進会議における制度説明。 ・職員に対する対策情報の共有。 各種請求書・通知書等の記入例の公開 開示請求事案・処理状況の公開	・職員研修会の実施 ・開示請求を想定したシミュレーションの実施
	95	行政手続の適正化	行政手続に関して、その審査基準、処理期間、処分基準の明確化を図る。	検討	・整備状況の調査。	・基準の追加設定等の見直し
② 強化機能	96	第三セクター等の監査	市の出資等の比率が25%以上の第三セクター、財団法人について、監査委員による監査の実施を推進する。	実施	○監査実施団体 ふくみつ光房株式会社 福野まちづくり株式会社	○監査予定団体 第三セクター 4社 財団 4団体
③ 市民意見を反映する審議会・委員会の体制整備	97	審議会等の見直しと活性化	スクラップアンドビルドのもとに、審議会や委員会の見直しを図るとともに、重要施策の実施にあたっては、計画段階から市民参画の審議会等で考えや意見を反映する。	実施	・設置審議会の調査と把握。 ○新設審議会等 保育園審議会 男女共同参画推進審議会 国民保護協議会	・引き続き行政課題に対して市民からの意見を聴取することに努め、目的を達したものは速やかに廃止する。
	98	審議会、委員会等の内容公開	・審議会、委員会等の内容をホームページにて公開する。	実施	○公表している審議会等 総合計画審議会、男女共同参画推進審議会、行政改革懇談会等の議事録(抄録)、市立保育園審議会。	・公表の拡大に努める。
	99	委員の一般公募	審議会、委員会を開かれたものにするため、市民から委員を募る。	実施	・地域福祉計画策定には公募委員(1名)が参画。	新たな審議会の設置にあたっては、事例調査・問題点等を踏まえ、審議内容に応じた市民参画の在り方に関する情報等を担当課に提供していく。
	100	女性委員の拡大	・男女共同参画の観点から、女性委員構成比の割合を拡大する。	実施	・男女共同参画推進審議会を設置し、南砺市男女共同参画推進プランを策定。審議会・委員会等への女性参画の推進の指標を定めた。 ・目標数値を、5年後25%、10年後33%とした。 ○17年度末 14.9%⇒18年度末 17.5%	・任期により委員が交代する審議会等、新たに審議会等を設置する際には、女性委員等の占める割合が30%を超えるよう、積極的な登用の推進を図る。 ・女性委員のいない審議会等にあつては、女性委員の登用を推進する。
④ 公聴制度の拡充と公共事	101	市政懇談会の開催	市民の意見に耳を傾ける場として市政懇談会を開催する。	実施	・市政懇談会を市内8地域で開催。 (参加者数958名、質問件数113件) ・市長への手紙、行政CRMによる広聴活動の実施。 (平成18年度 ○市長への手紙 88件 ○行政CRM243件)	・継続実施
	102	パブリックコメント制度の導入	市の基本的な政策、計画等の策定にあたり、その趣旨や目的、内容を公表し、市民からの意見、情報、専門的知識の提出を受けて、政策決定するパブリックコメント制度の導入に取り組む。	実施	・「南砺市パブリック・コメント手続実施要領」の策定と10月1日施行。 ・実施した案件 ①総合計画実施計画(素案)・・・提出者 1人(意見1件) ②国民保護計画(素案)・・・意見無し ③男女共同参画プラン(案)・・・提出者1人(意見3件)	・積極的活用の推進に努める。

業 評 価 の 導	103	公共事業評価制度の導入	市が実施する大規模な公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価する制度を導入する。	検討	・対象事業の検討。	・制度導入の調査、検討
-----------------------	-----	-------------	--	----	-----------	-------------

(2)市民協働の市政の推進

項目	NO	改革事項	取組み内容	進捗状況	H18年度実績	H19年度予定
①市民の自主的・主体的地域活動や交流活動の支援	104	NPO等の設立及び活動支援	行政との協働を担うNPO法人の設立やコミュニティビジネスの活動を支援する。	検討	・4団体が設立。 ①南砺の山々を守る実行委員会(広葉樹林再生事業の連携) ②南砺市医師会(地域医療の連携、休日当番医の委託) ③なんと-eユビキタスネットワーク協議会(市情報関連ネットワークの連携、機器の保守) ④北陸福祉会(介護、デイサービス事業の連携) ・6法人が指定管理者として公的施設を管理。 ○市内NPO法人 17年度末 12団体⇒H18年度末 16団体	団体との連携維持と新規設立支援策を検討。
	105	ボランティア団体の設立及び活動支援	行政との協働を担うボランティア活動を支援する。また、行政ニーズの大きい少子・高齢化対策や環境対策施策に関連するボランティアの養成や団体設立を支援する。	実施	・新規会員の活動参画を促進し、様々なニーズに対応できるように組織体制を強化。 ・ボランティアセンター運営の支援。 ①機能充実強化②リーダーの養成、ボランティアサポーターの養成 ・ボランティア団体の連携・活動の強化。 ①ボランティア講座の開設②情報交換の場の提供③円滑なボランティア活動の推進 ・災害救護ボランティア登録者の支援体制の確立と活動マニュアルの作成。 ・ボランティア活動助成金のグループへの助成。(南砺市ボランティア連絡協議会に加盟なしの団体)	・災害救護ボランティアの自主訓練及びそれに伴うマニュアルの見直し。 ・地域ボランティア活動の中心となる地区社協の活動を支援・指導。 ・福祉教育の推進。(小、中、高校との連携、福祉講座の開催) ・リーダーの養成及びボランティアサポーターの養成。 ・ボランティアセンターの、運営支援、機能の充実。 ・ボランティア団体の連携・活動の強化。 ・災害救護ボランティア登録者を募り、災害時の救援体制を図る。 ・行政と地域との協働をスムーズにするための連絡会や情報の共有化。
	106	市民団体活動の支援	市民が自ら取り組む公共的活動やまちづくり活動を支援する。	実施	・自治会、公民館活動費交付金の交付。 ・友好交流協会の設立、支援。	・関係課との活動支援のあり方について調査検討。 ・公民館指導員の全館(31)配置
②市民協働による事業の展開	107	市民協働体制の指針づくり	市民協働による市政を推進するための基本的な指針を検討し、策定する。	調査	調査検討 ○協働の取り組み ・世界遺産棚田コーリャク隊 ・ファミリーサポートセンター	検討
	108	コミュニティ施設の地域団体での管理	地域のコミュニティ関連施設は、地域住民による管理(委託または指定管理)体制とし、地域主体の活用を図る。	実施	・自治振興会に公民館活動費も含めて交付し、全公民館管理を地域に依頼。 ・自治振興会等に指定管理者制度による指定12施設。 ・地区への普通財産(施設等)無償貸付10件、譲渡1件(No65重複)	対象施設が他にある場合、引き続き地域との調整を進める。
	109	里親制度の導入	市民が「里親」となり、道路・水路・公園・緑地等の公共施設を「養子」とみなし、義務的活動ではなく自らの活動(緑化・美化・清掃活動等)と責任で公共施設を市と協働で管理していく里親(アダプト)制度の導入を進める。	検討	・維持管理団体等の調査及び管理方法の検討。 ・実施可能な公園を検討。	・都市公園関係で1箇所検討 ・史跡公園関係で2箇所検討
	110	協働によるイベント事業の展開	地域振興型イベントは、その地域住民の活性化を目的としていることから、市民自らの参画を促し、行政主導のものは市民協働で運営・実施の方向へと移行する。	検討	・イベント実行委員会長には市長が就任しないこととし、市民主体型の開催意識と協働の体制づくりを推進。 ・地域イベントの自治振興会等への主体移行の推進。	No6「各種イベント事業の見直し」とともに、市民協働での実施体制を引き続き推進する。
	111	自治組織との事業の連携強化	地域の安全対策や環境整備の事業推進にあたり、地域自治組織との連携強化を強め、市民協働の実施体制を整備する。	実施	○地域に依頼している協力員 交通安全監視、体育指導員、不法投棄監視員、環境推進員、高齢者福祉推進員、学校安全パロール隊等の配置・協力 ○H18年度の取り組み ・地区社会福祉協議会の設置、組織等 ・自主防災組織の設立(6組織) ・プラスチック・紙ごみの分別収集の開始。 ・道路愛護運動の実施 ・防犯灯の自治組織管理の推進(平準化) ・高齢者福祉推進員の全域配置。 ○地縁団体登録数 H17年度 97団体⇒ 18年度103団体	現行体制の維持、拡大に努め、新たな課題に対しては、引き続き地域との協働体制を確立する。